

参考資料などの情報を  
入手したい時

●農林水産省のホームページ(トレーサビリティ関係)に、法律及び関係規定や団体が作成した手引書など参考資料を掲載しています。

アドレス <http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>

質問や相談がある時

●下記一覧を参考に、お近くの地方農政局又は地方農政事務所の安全管理課又は地域課の「牛トレーサビリティ係」(沖縄県は沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課「食品安全係」)にお問い合わせ下さい。

	所在地	TEL		所在地	TEL		所在地	TEL	
北海道	北海道農政事務所	札幌市	011-642-5463	東京農政事務所	千代田区	03-3214-7323	中国四国農政局	岡山市	086-224-4511
	地域第1課	札幌市	011-863-6031	神奈川農政事務所	横浜市	045-211-1331	地域第1課	岡山市	086-223-3192
	地域第2課	函館市	0138-54-2503	地域課	海老名市	046-232-2911	地域第2課	倉敷市	086-424-1077
	地域第3課	小樽市	0134-23-2535	山梨農政事務所	甲府市	055-226-6611	地域第3課	津山市	0868-22-5151
	地域第4課	旭川市	0166-51-4296	地域課	韮崎市	0551-22-7101	地域第4課	山陽町	0869-55-0385
	地域第5課	釧路市	0154-23-4401	長野農政事務所	長野市	026-233-2500	鳥取農政事務所	鳥取市	0857-22-3131
	地域第6課	帯広市	0155-24-2401	地域第1課	松本市	0263-47-2001	地域第1課	米子市	0859-27-1721
	地域第7課	北見市	0157-23-4171	地域第2課	伊那市	0265-72-3178	地域第2課	大栄町	0858-37-3911
	地域第8課	岩見沢市	0126-22-3261	地域第3課	中野市	0269-26-2175	島根農政事務所	松江市	0852-24-7311
	地域第9課	苫小牧市	0144-32-5345	地域第4課	佐久市	0267-62-6271	地域第1課	浜田市	0855-22-0980
	地域第10課	士別市	01652-2-3143	静岡農政事務所	静岡市	054-246-6959	地域第2課	出雲市	0853-22-6120
地域第11課	滝川市	0155-22-1511	地域第1課	浜松市	053-441-0137	広島農政事務所	広島市	082-281-2111	
東北農政局	仙台市	022-263-1111	地域第2課	沼津市	055-921-1741	地域第1課	三原市	0848-67-6262	
	地域第1課	仙台市	022-236-6661	地域第3課	島田市	0547-36-5665	地域第2課	福山市	084-955-1951
	地域第2課	古川市	0229-23-6211	北陸農政局	金沢市	076-263-2161	地域第3課	三次市	0824-63-4187
	地域第3課	大河原町	0224-53-3811	地域第1課	金沢市	076-241-3151	山口農政事務所	山口市	083-922-5200
	地域第4課	迫町	0220-22-6251	地域第2課	七尾市	0767-52-3387	地域第1課	萩市	0838-22-0955
	青森農政事務所	青森市	017-775-2151	地域第3課	小松市	0761-22-3996	地域第2課	周南市	0833-92-2120
	地域第1課	弘前市	0172-27-6180	新潟農政事務所	新潟市	025-228-5212	地域第3課	山陽町	0836-73-1937
	地域第2課	八戸市	0178-27-4001	地域第1課	長岡市	0258-27-2011	徳島農政事務所	徳島市	088-622-6135
	地域第3課	五所川原市	0173-35-2138	地域第2課	新発田市	0254-22-4101	地域第1課	阿南市	0884-22-0328
	岩手農政事務所	盛岡市	019-624-1125	地域第3課	燕市	0256-61-6011	地域第2課	川島町	0883-25-3131
	地域第1課	水沢市	0197-24-3010	地域第4課	上越市	025-543-4574	香川農政事務所	高松市	087-831-8155
地域第2課	花巻市	0198-23-2336	地域第5課	小出町	025-792-8211	地域第1課	坂出市	0877-46-5144	
地域第3課	一関市	0191-23-4518	富山農政事務所	富山市	076-421-6123	地域第2課	観音寺市	0875-25-3191	
地域第4課	玉山村	019-682-0511	地域第1課	高岡市	0766-21-2426	愛媛農政事務所	松山市	089-924-7121	
秋田農政事務所	秋田市	018-862-5611	地域第2課	魚津市	0765-22-0234	地域第1課	大洲市	0893-24-4195	
地域第1課	能代市	0185-58-2311	福井農政事務所	福井市	0776-36-1790	地域第2課	東予市	0898-64-3105	
地域第2課	大館市	0186-43-3135	地域第1課	敦賀市	0770-23-5700	高知農政事務所	高知市	088-875-2155	
地域第3課	湯沢市	0183-73-0103	地域第2課	鯖江市	0778-52-4411	地域第1課	中村市	0880-34-5355	
地域第4課	大曲市	0187-63-3220	東海農政局	名古屋市	052-201-7271	地域第2課	土佐山田町	0887-52-5171	
山形農政事務所	山形市	023-622-7231	地域第1課	名古屋市	052-763-4343	九州農政局	熊本市	096-353-3561	
地域第1課	酒田市	0234-33-7244	地域第2課	豊橋市	0532-45-8195	地域第1課	熊本市	096-378-3176	
地域第2課	村山市	0237-55-4411	地域第3課	岡崎市	0564-51-5131	地域第2課	八代市	0965-35-7311	
地域第3課	南陽市	0238-43-4210	地域第4課	佐織町	0567-28-2994	地域第3課	人吉市	0966-22-5144	
福島農政事務所	福島市	024-534-4141	岐阜農政事務所	岐阜市	058-271-4044	地域第4課	菊池市	0968-25-2137	
地域第1課	会津若松市	0242-22-7381	地域第1課	大垣市	0584-73-4351	福岡農政事務所	福岡市	092-281-8261	
地域第2課	郡山市	024-937-3980	地域第2課	高山市	0577-32-1155	地域第1課	北九州市	093-571-3623	
地域第3課	いわき市	0246-23-8511	地域第3課	美濃市	0575-33-4141	地域第2課	久留米市	0942-21-9473	
地域第4課	白河市	0248-22-1241	三重農政事務所	津市	059-228-3151	地域第3課	飯塚市	0948-22-0859	
関東農政局	さいたま市	048-600-0600	地域第1課	四日市市	0593-53-4671	地域第4課	柳川市	0944-73-5126	
地域第1課	さいたま市	048-864-9041	地域第2課	松阪市	0598-52-1509	佐賀農政事務所	佐賀市	0952-23-3132	
地域第2課	川越市	049-225-3291	近畿農政局	京都市	075-451-9161	地域第1課	唐津市	0955-78-0488	
地域第3課	熊谷市	048-524-5711	地域第1課	京都市	075-414-9751	地域第2課	武雄市	0954-22-2125	
茨城農政事務所	水戸市	029-221-2185	地域第2課	福知山市	0773-22-4188	長崎農政事務所	長崎市	095-822-3291	
地域第1課	日立市	0294-53-4155	地域第3課	園部町	0771-62-3371	地域第1課	佐世保市	0956-31-7327	
地域第2課	土浦市	029-843-6875	滋賀農政事務所	大津市	077-522-4261	地域第2課	諫早市	0957-26-1122	
地域第3課	下館市	0296-24-3155	地域第1課	八日市市	0748-23-3841	大分農政事務所	大分市	097-532-6131	
地域第4課	鉾田町	0291-33-2166	地域第2課	米原町	0749-52-5890	地域第1課	宇佐市	0978-32-1344	
栃木農政事務所	宇都宮市	028-633-3311	大阪農政事務所	大阪市	06-6943-9691	地域第2課	三重町	0974-22-2311	
地域第1課	栃木市	0282-22-4141	地域課	茨木市	072-633-1335	地域第3課	玖珠町	0973-73-8311	
地域第2課	大田原市	0287-23-5611	兵庫農政事務所	神戸市	078-331-9944	宮崎農政事務所	宮崎市	0985-22-3181	
地域第3課	氏家町	028-682-2611	地域第1課	姫路市	0792-81-3692	地域第1課	都城市	0986-23-3966	
群馬農政事務所	前橋市	027-221-1181	地域第2課	豊岡市	0796-22-2171	地域第2課	延岡市	0982-35-7311	
地域第1課	高崎市	027-343-7941	地域第3課	宝塚市	0797-87-5484	鹿児島農政事務所	鹿児島市	099-222-0121	
地域第2課	太田市	0276-31-3551	地域第4課	社町	0795-42-2411	地域第1課	川内市	0996-22-4156	
千葉農政事務所	千葉市	043-224-5613	奈良農政事務所	奈良市	0742-23-1283	地域第2課	鹿屋市	0994-43-4136	
地域第1課	木更津市	0438-36-5211	地域課	橿原市	0744-29-9171	地域第3課	加世田市	0993-52-2345	
地域第2課	茂原市	0475-23-1205	和歌山農政事務所	和歌山市	073-422-4101	沖縄	沖縄総合事務局	那覇市	098-866-0156
地域第3課	佐倉市	043-484-1207	地域課	御坊市	0738-22-3525				

農林水産省消費・安全局衛生管理課牛トレーサビリティ監視班 03-3502-8111(内線3211~3213)

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法について

# 牛肉のトレーサビリティ(特定料理提供業者の対応)



- I. はじめに
  - II. 制度の概要
  - III. 特定料理提供業者に該当する事業者
  - IV. 特定料理提供業者の具体的な対応
- 参考資料

平成16年6月

農林水産省消費・安全局衛生管理課

# I. はじめに

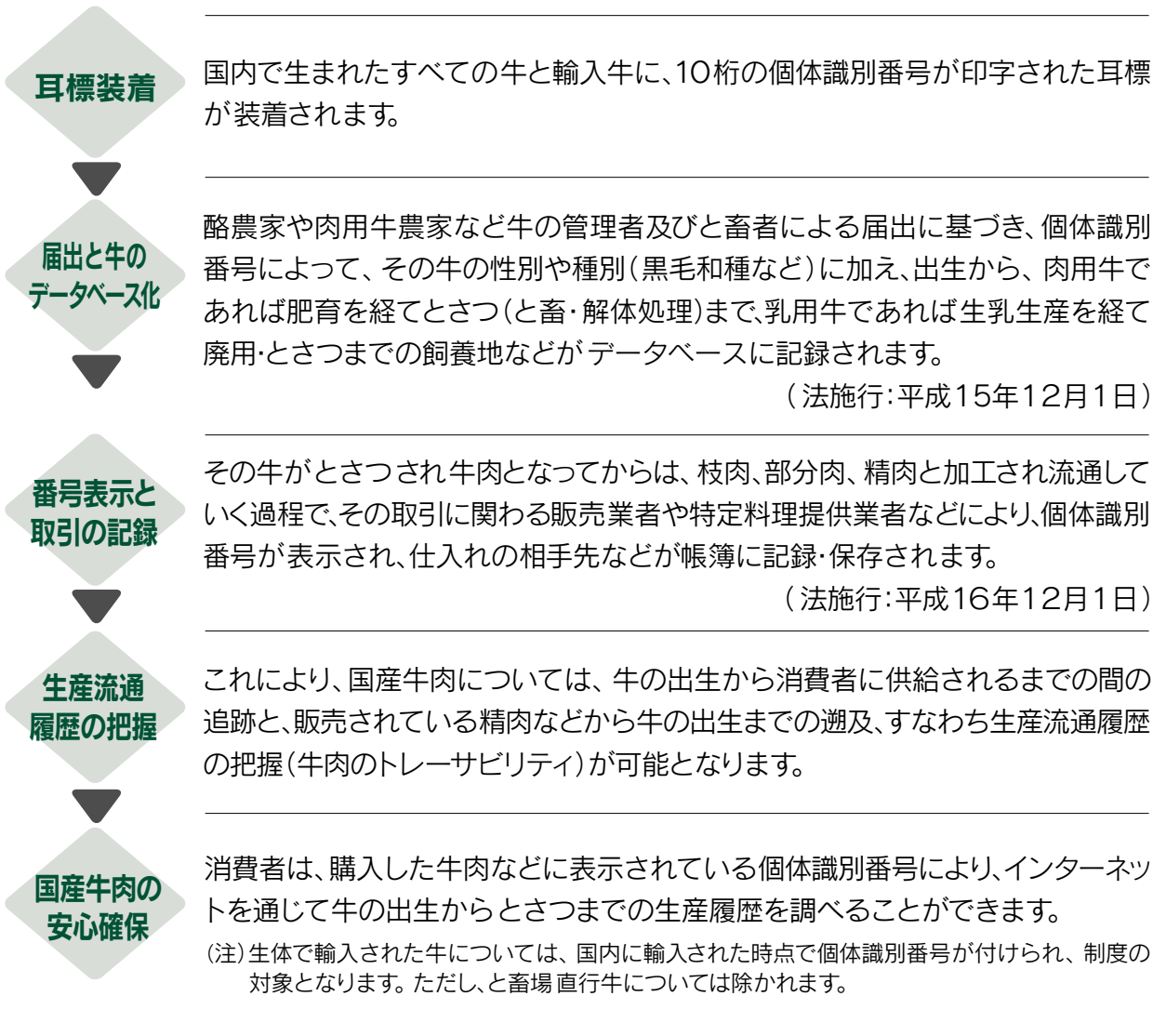
国産牛肉に対する消費者の信頼確保などを図るため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(通称「牛肉トレーサビリティ法」)が平成15年6月に公布され、牛の管理者及びと畜者を対象とした生産・と畜段階について、平成15年12月1日から施行されました。

1年間の準備期間において、平成16年12月1日からは、牛肉の販売業者や特定料理提供業者などを対象とする流通段階の措置も施行されることとなっています。

これにより、特定料理提供業者などでは、個体識別番号(又はロット番号)の表示と、帳簿の備え付けによる仕入れに係る情報の記録・保存が義務となることから、平成16年12月1日にむけて、準備を進めていくことが必要です。

本冊子は、特定料理提供業者の皆様に、法令に基づく制度の概要と、具体的な対応についてお知らせするものです。

## ◎牛肉のトレーサビリティとは



## ◎個体識別番号とは

牛1頭ごとに付けられた10桁の番号です。この番号で、牛の出生から精肉などとして消費者に販売・提供されるまでの牛個体の識別が行われ、この番号により、牛の生産履歴が管理されます。

## ◎制度の対象となる事業者とは



### 管理者

牛を管理する者です(牛の運送の委託を受けた運送業者は除きます)。具体的には、ア)酪農家や肉用牛農家など牛の飼養者、イ)共同哺育・育成センターや肥育センターの管理者、ウ)牛の飼養を行う公共牧場の管理者、エ)牛の飼養を行う試験研究機関や教育機関、オ)と畜者とは別にと畜場での牛の管理を行う荷受業者が該当します。管理者は、牛の出生などの届出と耳標の装着を行う必要があります。

### と畜者

牛をとさつした者です。と畜者は、牛のとさつの届出と、とさつした牛から得られた特定牛肉(7頁参照)への個体識別番号の表示及び引渡しに関する事項の記録・保存(帳簿の備え付け)を行う必要があります。

### 販売業者

牛肉の販売の事業を行う者であって、部分肉などの卸売業者や精肉の小売業者(食肉小売店)が該当します。牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や、弁当などを調理し、その小売を行う、いわゆる中食業者は対象外です。販売業者は、販売する特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号(又は個体識別番号との対応が明らかなロット番号)を表示するとともに、特定牛肉の仕入れ・販売(消費者への販売を除く)に関する事項の記録・保存(帳簿の備え付け)を行う必要があります。

### 特定料理提供業者

特定料理(焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキ)の提供の事業を行う者です。ただし、接待など料理の提供以外を主たる事業とする者や、特定料理以外の料理の提供を主とする者は対象外です。特定料理提供業者は、特定牛肉を主たる材料とする特定料理を提供するときは、特定料理(又はその店舗の見やすい場所)に個体識別番号(又は個体識別番号との対応が明らかなロット番号)を表示するとともに、特定牛肉の仕入れに関する事項の記録・保存(帳簿の備え付け)を行う必要があります。

# II. 制度の概要



農林水産大臣による個体識別台帳の作成<(独)家畜改良センターに委任>

個体識別台帳=牛のデータベース

### 個体識別番号

- この牛の情報  
出生の年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など
- この牛を管理した者の情報  
管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など  
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報
- この牛のとさつ・死亡の情報  
とさつの年月日及びと畜場の名称、死亡の年月日など

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。

HPに生産履歴を公開

<http://www.nlbc.go.jp/>  
(携帯用)  
<http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
1234567890	H14.06.05	去勢(雄)	1012345678	黒毛和種

	飼養県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名または名称
1	福島県	出生	H.14.06.05	西白河郡西郷村	家畜改良センター
2	福島県	転出	H.15.02.04	西白河郡西郷村	家畜改良センター
3	岩手県	転入	H.15.02.04		
4	岩手県	既存牛の届出	-		
5	岩手県	転出	H.16.11.30		
6	岩手県	搬入	H.16.11.30	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター
7	岩手県	と畜	H.16.12.01	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター

(注)飼養施設所在地及び管理者の氏名または名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開します。また、雄の場合、とさつされるまでは「オス」、とさつ後は「去勢(雄)」と表示されます。

(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、とさつ直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。

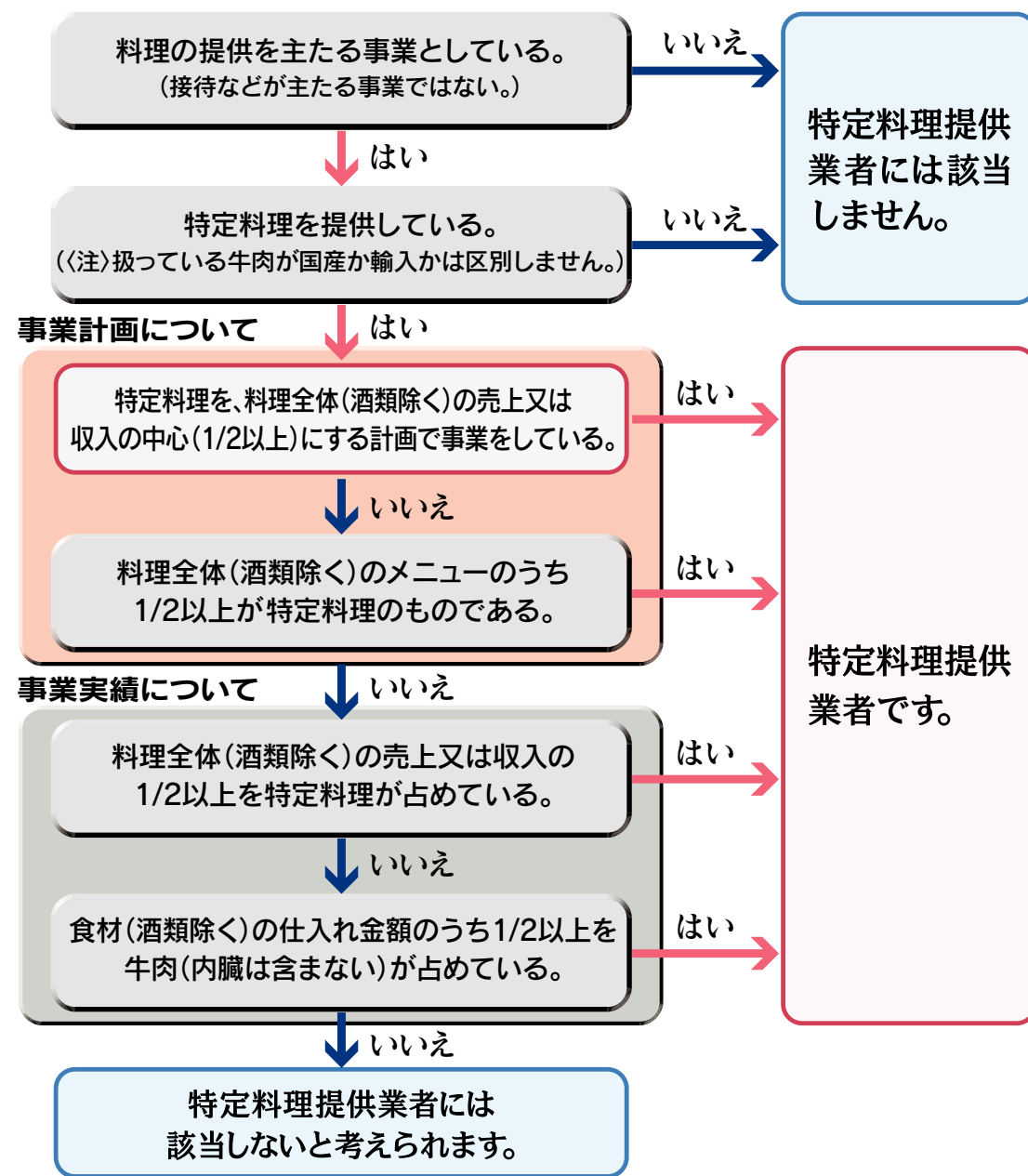
# Ⅲ. 特定料理提供業者に該当する事業者

「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」、「ステーキ」を「特定料理」といいます。

「特定料理提供業者」とは、特定料理の提供を主とする、いわゆる「専門店」です。具体的には、以下のフローを参考にして下さい。

基本的に、特定料理を料理全体（酒類除く）の中心にする計画で事業をしている事業者は、特定料理提供業者に該当します。（複数の事業所がある場合には、事業所ごとに判断します。）

※詳細は21～22頁をご覧ください。



(注)例えば、「すき焼き」と「しゃぶしゃぶ」を提供している場合、事業計画及び事業実績とも、すき焼きだけ、しゃぶしゃぶだけで判断するのではなく、その合計で判断します。

## 特定料理提供業者とは？

○左のフローの該当者です。

（いわゆる「専門店」。基本的に、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキを料理全体（酒類除く）の中心にする計画で事業をしている事業者は該当。）

## 特定料理提供業者が行うことは？

○仕入れた牛肉に、個体識別番号又はロット番号が表示されてくるので、それを記録するとともに、特定料理として提供する時にその番号を表示します。

### 仕入れの記録と保存

- 必要事項を仕入台帳等の帳簿に記載（必要事項が網羅されていれば納品書の保存でも可）
- 帳簿を保存（1年ごとに閉鎖し、2年間保存）

### 個体識別番号又はロット番号の表示

- 店舗の見やすい場所に、その日提供している特定料理の材料の牛肉の個体識別番号又はロット番号を表示

## いつから行う必要があるのか？

○平成16年12月1日からです。（それまでに準備して下さい。）

(注) 特定料理提供業者に該当するかどうかは、料理の材料の牛肉が国産か輸入かは関係ありません。

ただし、個体識別番号又はロット番号の表示が必要となる料理は、国産牛肉（輸入され国内で飼養されてからとさつされたものを含む）を主たる材料とする特定料理のみです。

そのため、特定料理提供業者であっても、材料の牛肉がすべて輸入牛肉の場合には、その業者には、表示が必要な料理は存在しないことになります。

なお、厳密には、平成16年12月1日以降にとさつされた牛の牛肉を材料とする特定料理から対象となりますが、この日以降、仕入れ段階で個体識別番号又はロット番号が表示されてきた牛肉を材料とする特定料理から対応すれば良いでしょう。

# IV. 特定料理提供業者の具体的な対応

## 1 特定料理提供業者が行うこと

特定料理提供業者が行うこととして法令に規定されているのは、次の2つです。  
(法令については19・20頁をご覧ください。)

### 個体識別番号の表示

● 特定料理を提供するときは、1つの特定料理ごとに「店舗の見やすい場所」又は「特定料理」に、主たる材料である特定牛肉にかかる牛の個体識別番号又はロット番号を明瞭に表示する。

### 帳簿の備え付け (仕入れの記録とその保存)

● 帳簿を備え付け、仕入れた特定牛肉ごとに、その個体識別番号又はロット番号、仕入れの年月日、仕入れの相手先(氏名又は名称及び住所)、仕入れた重量を記載・記録し、保存する。帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存する。

## 1つの特定牛肉

「1つの特定料理」とは、特定料理(焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ)を盛った1皿ごと(複数のメニューを1皿に盛った場合には、皿の上のメニューごと)となります。しかし、通常1皿ごとの表示は困難でしょうから、「1つの特定料理」=「1つのメニュー」と考えれば良いでしょう。

## 特定牛肉

「特定牛肉」とは、(独)家畜改良センターが管理している個体識別台帳に記録されている牛(=輸入牛を含む国内で飼養されたすべての牛)から得られた牛肉であって、とさつ・部分肉製造・卸売段階における枝肉や部分肉、精肉小売段階における精肉が該当します。特定料理提供業者についてみると、仕入れの段階の部分肉や精肉がこれに該当します。

輸入牛肉はすべて対象外であり、国産であっても内臓(ハラミは横隔膜なので内臓)や舌、こま切れ<sup>(注)</sup>、ひき肉、牛肉を原材料とする製造・加工品や調理品は対象外です。

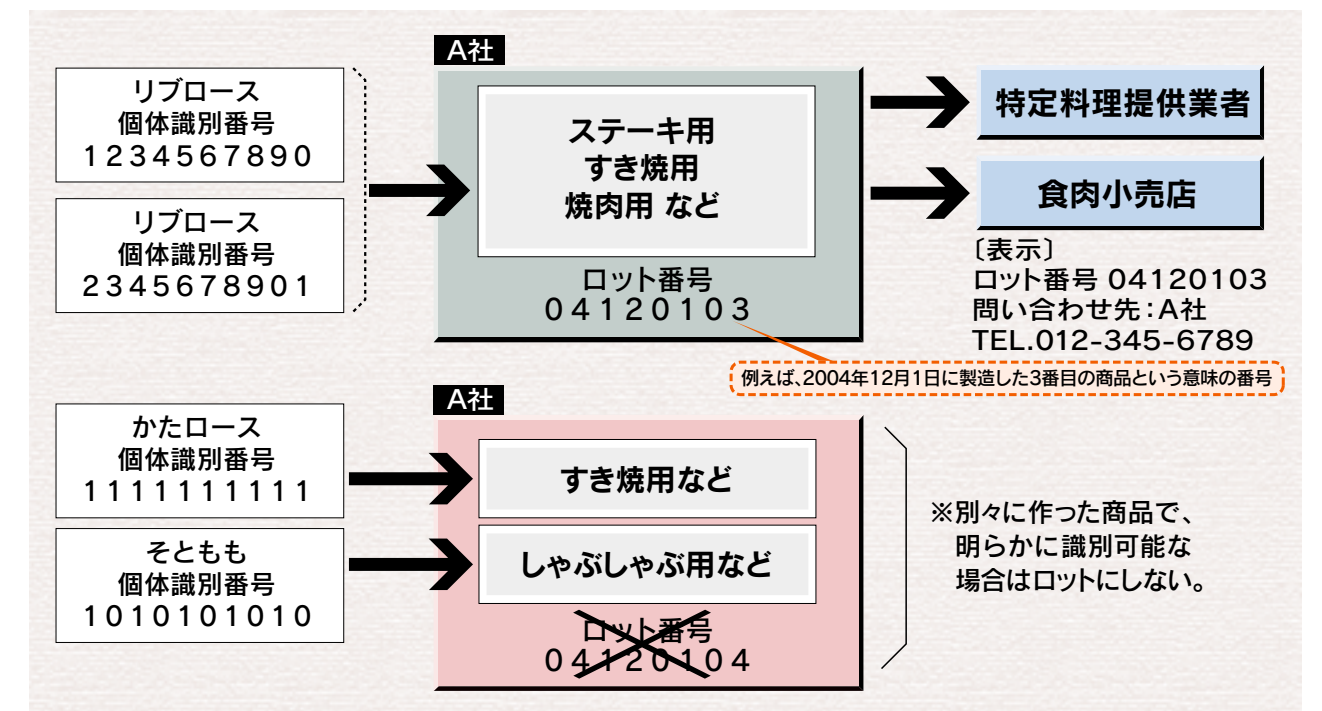
(注)整形過程で発生するいわゆる「くず肉」を商品としたものは対象外です。「こま切れ」のほか、「切り落とし」や「カレー用角切り」も、「くず肉」から作ったものであれば除かれます。

## 2頭以上の個体識別番号やロット番号の表示

基本的に、1つの特定牛肉には1つの個体識別番号を表示します。しかし、仕入れ先が例えば2頭以上の牛の部分肉を1箱にまとめて1つの商品(1つの特定牛肉)としている場合や、精肉製造段階において2頭以上の牛の部分肉から1つの商品を作る場合があります。このように、1つの特定牛肉(例えば1つのパック)が、複数の牛のいずれから得られたものかを識別することが困難な場合には、複数の牛の個体識別番号を表示することができます。ただし、このような対応は、50頭以下の場合に限って認められます。

また、個体識別番号に代えて、個体識別番号に対応する番号や記号(ロット番号)を表示することもできます。ただし、ロット番号を表示する場合には、ロット番号に対応する個体識別番号が確認できるよう、そのロット番号を設定した者の氏名又は名称及び電話番号(インターネットのアドレスでも可)を併せて表示する必要があります。

なお、ロット番号の表示も、1つのロット番号について50頭以下の場合に限って認められます。(ロット番号表示を含む2つ以上の特定牛肉から新たなロット番号を設定することも可能ですが、この場合も、合計頭数が50頭以下である必要があります。また、新たなロット番号を設定した者は、含まれるすべての牛の個体識別番号を把握し、問い合わせに応じる必要があります。)



## 帳簿

備え付ける帳簿は、必要事項が記載されるものであれば、様式等は問いません。パソコン等で作成・記録し、紙ではなく磁気ディスクに保存してもかまいません。(ただし、いずれの場合にも、保存期間内に紛失・消失することのないよう注意が必要です。)

また、帳簿は1年ごとに閉鎖することとなっていますが、それぞれの事業者の事業年度で閉鎖すればよく、その時期については規定されていません。(1~12月でも、4~3月でもかまいません。)

## 2 具体的な対応

特定料理提供業者が行う個体識別番号の表示と帳簿の備え付け(仕入れの記録とその保存)の具体的な対応方法は、7頁の規定を満たしていれば、業務形態等それぞれの業者の事情や考えにより工夫可能です。

ここでは、制度に対応するための、仕入れから特定料理の提供までの具体的な手順について例示します。(例示する内容には、法令上の必須事項への対応だけでなく、奨励する手順を含みます。)

なお、帳簿やラベル等の事例は、(社)中央畜産会が、牛肉トレーサビリティ導入専門委員会を開催し取りまとめた「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書」から抜粋したものです(一部改変を含みます)。(同手引書には、部分肉製造・卸売・精肉製造段階の対応方法等も紹介されています。農林水産省のホームページに掲載してありますので、ご覧下さい。アドレスは裏表紙をご参照下さい。)

### (1) 仕入れた特定牛肉の確認

#### ① 部分肉等の表示の確認

- ア. 仕入れた枝肉や部分肉又は精肉に表示されている個体識別番号又はロット番号を確認します。ラベルでの表示が一般的です。
- イ. ダンボール箱で梱包され、中の部分肉等とダンボール箱の両方に個体識別番号又はロット番号が表示されている場合には、両者が一致していることを確認します。特に、複数の部分肉等が一箱に梱包され、ダンボール箱にラベルが複数貼られている場合には注意します。

#### ② 納品伝票等の記載の確認

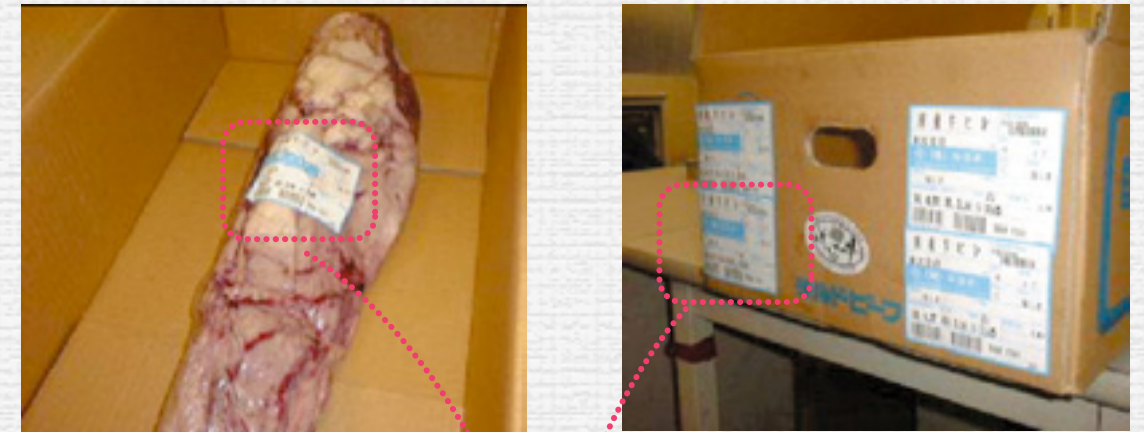
納品伝票や仕入伝票に記載されている個体識別番号又はロット番号を確認します。1つの部位を大量に仕入れる場合などは、納品伝票や仕入伝票に別紙が添付されている場合があります。

#### ③ 部分肉等の表示と納品伝票等の記載の照合

- ア. 部分肉等と、納品伝票等に表示又は記載されている個体識別番号又はロット番号を確認したら、両者が一致していることを確認します。
- イ. 万が一、両者が一致していない場合には、仕入れ先に問い合わせ確認します。
- ウ. 部分肉等に個体識別番号又はロット番号が表示されていない場合には、加工や仕分けして配送するときの識別のための管理用の番号(できれば個体識別番号又はロット番号そのもの)を貼付するなどの工夫が必要です。逆に部分肉等のみで個体識別番号又はロット番号が表示されている場合には、納品伝票等に番号を書き写すことが必要です。

(注)卸売業者等仕入れ先の販売業者は、「特定牛肉」、「容器」、「包装」、「送り状」のいずれかに個体識別番号又はロット番号を表示すればよいことになっています。このため、例えば、納品伝票に番号の記載がなくても法令違反ではありません。しかしながら、番号の正確な伝達のためには、例えば、部分肉をダンボールで梱包する場合であれば、部分肉、ダンボール、納品書のそれぞれに番号を表示することが望ましく、一般的になるものと考えられます。なお、仕入れた特定牛肉の確認についても、法令上の規定はありませんが、以上のような対応が望まれるところです。

### ■ 部分肉での個体識別番号の表示例



※ダンボール箱に特定牛肉が4つ入っているため、ラベルが4枚貼付されている事例。



農林水産省の補助事業により設定された食肉標準物流バーコード  
(国際標準(UCC/EAN-128)に準拠)

補助バーコードに個体識別番号が記録されます。

### ■ 納品伝票等への個体識別番号の記載例

店長 input 検収者		納品書 (仕入伝票)		伝票区分	伝票番号	検収印		
					12468			
店名 (株)食品スーパー 川崎	店コード 部門コード	納入月日 15 05 07	取引先コード 1 2 5 7 0 9	取引先 (株)川崎ハム				
品名・規格	入数	ケース	商品コード	数量	原単価	原価金額	売単価	備考(売価金額)
1 和牛かたロース 1235689053			81320	13.5	2950	39825		
2 和牛リブロース 2468013579			81511	12.3	3800	46740		
3 和牛ヒレ 1235689053			81530	4.2	5200	21840		
原価金額合計						108405	売価金額合計	
備考 規格欄の数字は個体識別番号です								

※個体識別番号を別紙に記載する事例については12頁参照。

## (2)仕入れの記録とその保存(帳簿の備え付け)

部分肉等の仕入れ、特定料理の調理・提供を同一店舗で行っている場合には、仕入れの記録とその保存は店舗ごとに行います。

一方、多くの店舗で提供する食材を、セントラルキッチン等で加工している場合には、仕入れの記録とその保存は、本部やセントラルキッチン等で一元的に行うことになります。ただし、この場合、各店舗において、提供する特定料理に個体識別番号又はロット番号を正確に表示できるようにするために、各店舗への個体識別番号又はロット番号を記載した配送伝票の送付と、各店舗での在庫管理が不可欠となります。

本部で一括して仕入れを行っているもの、各店舗に直接納品される場合には、本部に帳簿を備え付けるか、本部の責任において各店舗に帳簿を備え付けることになります。この場合も、特定料理に用いる牛肉の個体識別番号又はロット番号を把握して、正確に表示するためには、各店舗において在庫管理を確実に行う必要があるでしょう。

### ①帳簿への記録

ア.仕入台帳等の帳簿に、納品伝票等を確認しながら、下記の必要事項を記入し、仕入れを記録します。仕入れの相手先は、一覧表等により別途明らかにしておけば、コード化したり、氏名又は名称だけで住所の記載を省略したりしてもかまいません。

〈必要事項〉

- 仕入れた特定牛肉の **個体識別番号** 又は **ロット番号** (注)
- 仕入れの **年月日**
- 仕入れの **相手先** (氏名又は名称及び住所)
- 仕入れた **重量**

(注) 特定料理に、自らが設定するロット番号を表示する者は、仕入れた特定牛肉がロット番号表示のものである場合、対応する個体識別番号を仕入れ先から入手しておく必要があります。

イ.もちろん、パソコンで作成してもかまいません。

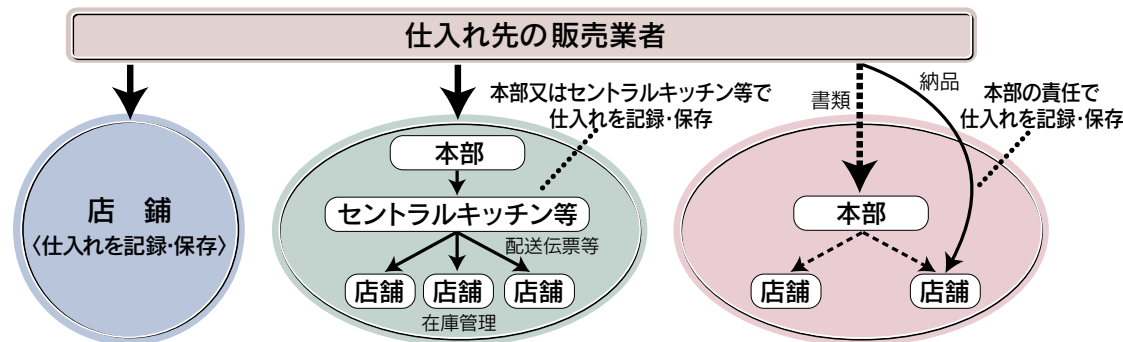
ウ.また、必要事項が記載されている納品伝票等をノートに貼付したり、そのまま綴って帳簿としてもかまいません。仕入れた特定牛肉について、漏れなく、必要事項を記録することが重要です。

### ②帳簿の保存

ア.帳簿は1年ごとに閉鎖し、2年間保存します。1年ごとに1冊とするのが分かりやすく、また、保存しやすいでしょう。

イ.紙ではなく、磁気ディスクに記録し保存してもかまいません。

ウ.いずれの場合も、紛失・消失しないよう注意が必要です。



## ■帳簿の事例(必要事項を含む仕入管理にかかる台帳を作成する事例)

仕入管理台帳 平成15年 3月分(3月1日~3月31日) 担当						
仕入日 曜日	仕入先名	個体識別番号	仕入れ部分肉 部位名	仕入量 kg	仕入 円	備考
1 (土)	AB畜産	1357902463	和牛リブロース	11.8		
	CDハム	1234567893	和牛サーロイン	12.3		
	NO12	2468013573	和牛ヒレ	4.9		
2 (日)						なし
3 (月)	CDハム	3468013563	交雑種半丸セット	128.8		
	AB畜産	4567890123	国産牛うちもも	12.3		
	CDハム	0987654321	国産牛かたロース	13.5		
4 (火)						なし
5 (水)	川崎ハム	1357013563	和牛半丸セット	128.8		

住所について、仕入先一覧を作成するなど、明らかにしておく必要があります。

## ■帳簿の事例(納品伝票をノートに貼り付けて作成する事例)

〈納品書〉

店長 input 検収者	納品書 (仕入伝票)	伝票区分	伝票番号	検収印				
			12468					
店名 (株)食品スーパー 川崎	店コード 部門コード	納入月日	取引先	取引先				
		15 05 07	25709	(株)川崎ハム				
品名・規格	入数	ケース	商品コード	数量	原単価	原価金額	売単価	備考(売価金額)
1 和牛かたロース		8	81320	125.8	2950	371110		
2								
3								
原価金額合計						売価金額合計		
備考 個体識別番号の一覧は別紙です						371110		

〈一覧表〉

個体識別番号一覧表		納入日 15年 5月 7日		納品書No.12468
NO	品名規格	識別番号	個体識別番号	備考欄
1	和牛かたロース	123右	1324689033	
2		123左	1324689033	
3		124右	2345678901	
4		124左	2345678901	
5		125右	1357924680	
6		125左	1357924680	
7		126右	4567123663	
8		126左	4567123663	

H15.5.7

↑ インデックスを付けて、仕入れの年月日をわかりやすくするとよいでしょう。

### (3) 店舗での個体識別番号の表示

1つの特定料理ごと、すなわち1つのメニューごとに、個体識別番号又はロット番号を、レジの近くやテーブルの上など「店舗の見やすい場所」に表示します(もちろん、特定料理そのものに個体識別番号又はロット番号を表示した紙を添えてもかまいません。)消費者が、注文しようとする又は注文した特定料理の個体識別番号を明確に把握できるように表示することが基本です。

なお、ロット番号を表示する場合は、必ず、問い合わせ先の氏名又は名称及び電話番号(インターネットのアドレスでも可)を併せて表示します。

#### ①表示方法

次のような方法が考えられます。記載は手書きでかまいませんが、明瞭にする必要があります。

ア. パネル(掲示板)に記載する方法

イ. メニューに記載する方法

ウ. テーブル立てに記載する方法

エ. クリアファイルなどに記載した紙を挿入する方法

オ. IT機器(タッチパネル等)を活用して表示する方法

カ. 料理に番号を記載した紙を添える方法



#### ②表示にあたって留意すること

表示にあたっては、次の点に注意が必要です。

ア. 焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキのメニューのうち主たる材料を特定牛肉とするメニューは、すべて表示します。

イ. 主たる材料を特定牛肉とするメニューごとに、個体識別番号を表示することを基本とします。複数の個体識別番号やロット番号の国産牛肉を使用して複数のメニューを製造するために、それぞれのメニューに使用した牛肉の識別が困難となる場合には、区分が可能なメニューごとに、複数の個体識別番号やロット番号を表示することも可能です。一般的なメニューとは別に、「〇〇牛」や「和牛」等と、特別に表示をしているメニューについては、他のメニューと区分しているはずなので、その個体識別番号又はロット番号を表示します。

ウ. 独自にロット番号を設定することも可能ですが、その場合には、対応する牛が50頭を超えないように注意します。また、問い合わせに対する回答の準備が必要です。(仕入れた牛肉がロット番号表示である場合、対応する個体識別番号を把握し、それらを含むすべての個体識別番号を回答する必要があります。)

エ. 輸入牛肉も併せて使用しているメニューの場合、すべて国産牛肉と誤認されないよう、輸入牛肉も使用していることを記載すべきです。

#### パネルに表示する場合の事例

本日、国産牛肉を使用しているメニューと  
個体識別番号又はロット番号は下記のとおりです。

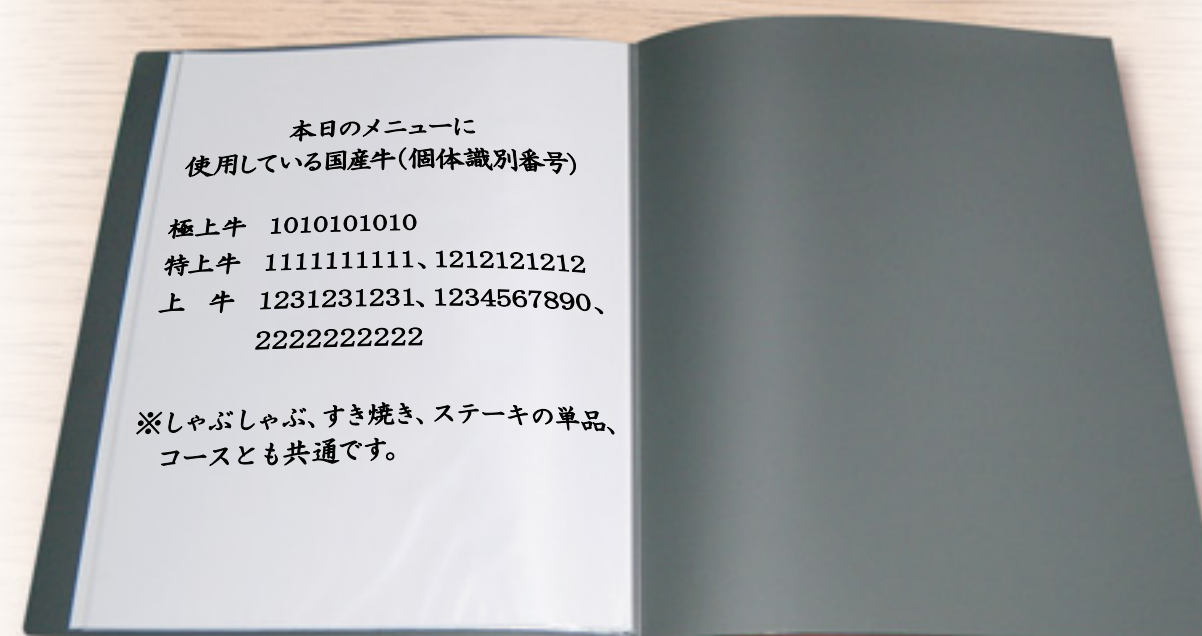
メニュー名	個体識別番号・ロット番号	備考
和牛特選カルビ	0101010101 0202020202	これらのメニューを含むコースなども同様です。
和牛特選ロース	1212121212 1313131313	
和牛カルビ	1414141414	
和牛ロース		
カルビ ロース 3種盛り合わせ	XY040301*	輸入牛も使用しています。また、盛り合わせのタンは表示の対象外です。

ロット番号(\*印の番号)のお問い合わせ先:

株式会社

食品(TEL)012-345-6789

#### 差込メニューに表示する場合の事例



本日のメニューに  
使用している国産牛(個体識別番号)

極上牛 1010101010

特上牛 1111111111、1212121212

上牛 1231231231、1234567890、  
2222222222

※しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキの単品、  
コースとも共通です。

## 〈参考1〉全国焼肉協会が作成した手引書(抜粋)

事業協同組合全国焼肉協会が、「牛肉トレーサビリティ検討委員会」を設置して、とりまとめた「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書(焼肉店舗編)」を抜粋して紹介します。

同手引書の全体は、農林水産省のホームページに掲載してあります。(アドレスは裏表紙参照。)

### (1) 情報管理の方法

焼肉店においては、多くの個体識別番号に係わる多様な牛肉を使用することから、トレーサビリティに係る情報の管理は、仕入日単位を基本として日常の業務管理と一体となって行われるものとすべきである。

ここでは、焼肉店が実際に行うことが可能な2種類の情報伝達(個体識別番号等の表示)についての管理方法を紹介する。

タイプ	概要	特徴
タイプ1 (16頁参照)	メニュー名と並列型で個体識別番号又は、ロット番号を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個体識別番号等の表示の書き換えが頻繁に必要。</li> <li>● 消費者にとっては分かりやすい。</li> </ul>
タイプ2 (17頁参照)	番号ルールを示すことにより、消費者に自ら設定したロット番号を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個体識別番号等の表示の書き換えが必要ない。</li> <li>● 消費者には分かりにくい。</li> </ul>

### (2) 銘柄牛の限定的な個体を用いた場合の管理

(1)のいずれの場合も、多くの個体識別番号が用いられることを前提としているが、銘柄牛のフェア等において、他のメニューとは別に個体識別番号をしっかりと表示しようとする場合は、表示及び情報管理を他のメニューと区分して行うこととする。

### (3) 情報管理のための台帳とその役割

タイプ1、タイプ2の場合とも、仕入情報管理台帳と在庫管理台帳を整備する。この場合、それぞれの台帳は、トレーサビリティの制度上、次のような役割を果たす。

仕入情報管理台帳 (帳簿A)	個体識別番号又はロット番号の記録となる。 併せて、法律で求められる仕入日、仕入先、重量の記録となる。
在庫管理台帳 (帳簿B)	タイプ1では、表示すべき牛肉(の納品書等)の確認と帳簿Aから番号を書き写すときの照合のための記録となる。 タイプ2では、ロット番号に対応する牛肉(の納品書等)を特定するための記録となる。

### (4) 仕入情報管理台帳(帳簿A)の整備

※省略(12頁下段と同様に、納品伝票を貼付する方法が例示されています。)

### (5) 在庫管理台帳(帳簿B)の整備

- ① 仕入量・廃棄量等の在庫管理は、個体識別番号の取り違え等、人為的な間違いを起ささないために必要な事項。
- ② 顧客に正確な情報(個体識別番号等)を提供するためには、在庫数量を定期的に確認することが必須の要件。
- ③ 保存書類は、1年間分をまとめ、一つの綴りにして2年間保存する。
- ④ 保存方法は、上記書類を現物保管する方法と、電子機器にデータ保存する方法が考えられる。

## 〈タイプ1の事例〉

仕入情報をパネル表示する場合

**国産牛肉トレーサビリティ実施店**

お客様に焼肉を安心して召し上がっていただけるよう  
当店は、牛肉トレーサビリティに取り組んでいます。

〈個体識別番号及びロット番号の見方〉

本日提供する国産牛を使用するメニュー(\*印で表示)に対応する  
牛肉の個体識別番号及びロット番号は、下記に表示されたものです。

メニュー名	個体識別番号	ロット番号
カルビ、ロース、 ユツケ、たたき	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	4 3 2 1
牛刺	1 0 1 0 1 0 1 0 1 0	4 3 2 2

注 当店のカルビ及びロースについては上、特上の区分があります。

個体識別番号の全国データベースへのアクセス方法  
ホームページアドレス: [www.nlbc.go.jp](http://www.nlbc.go.jp)  
ロット番号の問い合わせ先  
(株)〇〇食品 店 電話:

- 注) 1.各店において、国産牛肉を使用するメニューを全て表示してください。  
2.同一メニューの中に国産・輸入肉が混在する「盛り合わせ」等のメニューの場合も同様であり、「輸入牛肉も使われています」との表示が必要。

(注)ユツケ、たたき、牛刺は制度上は表示の必要はありません。

### 在庫管理台帳(帳簿B)様式

仕入日	仕入先業者名	仕入肉部位名	重量	廃棄量	使用終了日	確認印

(用紙規格は、帳簿A、帳簿Bは同一とし、A4若しくはB5を選択)

#### 〈記載要領〉

- 1.仕入日…………… 仕入日を記載し、記載後に区分線を引き、仕入日の明確化を図る。
- 2.仕入先業者名……… 納品書単位に業者名を記載。仕入肉部位名も納品書記載のとおり。
- 3.仕入肉部位名……… かた、かたロース、リブロース、ばら、サーロイン、ひれ、らんぶ、もも、そもそも等原則として納品書記載通りとする。
- 4.重量…………… 部位毎に納品書記載通りとする。  
\*1~4は、仕入に添付されてくる資料を基に、仕入日に記載する。
- 5.廃棄量…………… 食材センターや調理場で加工処理の過程で発生した廃棄分のこと。
- 6.使用終了日…………… 個体識別番号等を表示パネルから消去するための大切な情報。大型店の場合、個店の冷蔵庫の在庫管理と密接な連携が必要。
- 7.確認印…………… 処理経過を明確にするため確認した者が確認印を押印。

## 〈タイプ2の事例〉

個店が独自に設定したロット番号をパネル表示する場合

### 国産牛肉トレーサビリティ実施店

お客様に焼肉を安心して召し上がっていただけるよう  
当店は、牛肉トレーサビリティに取り組んでいます。

#### 〈当店のロット番号の見方〉

\*印のあるメニューに使用されている国産牛肉は、牛肉トレーサビリティ法に基づいて  
個体識別番号が管理されています。その管理番号は、当店が独自に設定した下記のロット番号です。

メニュー名	ロット番号	備考
カルビ、ロース、 ユッケ、たたき、 牛刺	「JYa041201」	JY.....会社名 a.....店番号 04.....2004年 12.....12月 01.....1日

#### ■この方式によるロット番号から個体識別番号等を特定する方法

手順及び概要	留意事項
1.帳簿Bにより、ロット番号に対応する複数の仕入日を特定する。 2.帳簿Aにつづられている納品書及び個体識別番号表のうち、特定された仕入日のものから、ロット番号に対応する次の情報を特定することができる。 ●特定牛肉に係る個体識別番号 ●仕入業者 ●仕入年月日	使用した特定牛肉の情報は、最も古い仕入日からロット番号を付けた日までの納品書等の情報として特定される。

(注) ユッケ、たたき、牛刺は制度上は表示の必要はありません。

#### 在庫管理台帳(帳簿B)様式

年月日	在庫牛肉の仕入日	備考 (飛び日在庫等)
2004.12.01	11.26	11.20(冷凍*)
02	〃	〃
03	〃	〃
04	〃	〃
05	〃	〃
06	〃	〃
07	12.03	〃
08	〃	〃
09	〃	〃
10	〃	〃
11	〃	〃
12	〃	〃
13	12.10	〃
14	〃	〃
15	〃	〃
16	〃	〃
17	〃	〃
18	〃	〃
19	12.17	〃
20	〃	〃

通常在庫とは別に冷凍して保管されているもの等を特記する。

このロット番号「JYa041201」。このロットを構成する納品書等の仕入日は、11.20と11.26～12.01のもの。

週1回の在庫の確認により、特定牛肉の最も古い仕入日を記入。

このロット番号「JYa041207」。このロットを構成する納品書等の仕入日は、12.03～12.07のもの。

週1回の在庫の確認により、特定牛肉の最も古い仕入日を記入。

このロット番号「JYa041215」。このロットを構成する納品書等の仕入日は、12.10～12.15のもの。

注) 1. 週1回の在庫確認を行う。次の在庫確認日までの間は仕入日を追加してロットを構成し直す。  
2. 一部在庫を凍結保存するような場合は、「飛び日」在庫として連番でない記録(\*印)をする。

#### 〈個店独自のロット番号を設定し、表示する場合〉

- ロットが上限頭数(50頭)を超えることはできない。頭数が超過することを防ぐには、在庫の確認回数を増やし、使用済みの牛肉をロットから追い出すことにより、ロット(構成頭数)縮小化を図る。
- メニューによって、国産牛肉と輸入牛肉を時間帯や時期により、併用又は双方を使い分ける場合には、すべてが国産であるような誤認を防ぐため、次のような表示をメニューに行う必要がある。  
【例】「カルビ(このメニューは国産及び輸入牛肉を使用しています。)」
- 銘柄牛等特定産地を強調するメニューについては、他の一般的なメニューとは別に産地や個体識別番号等を銘柄等に限定した範囲で回答できる管理が必要である。

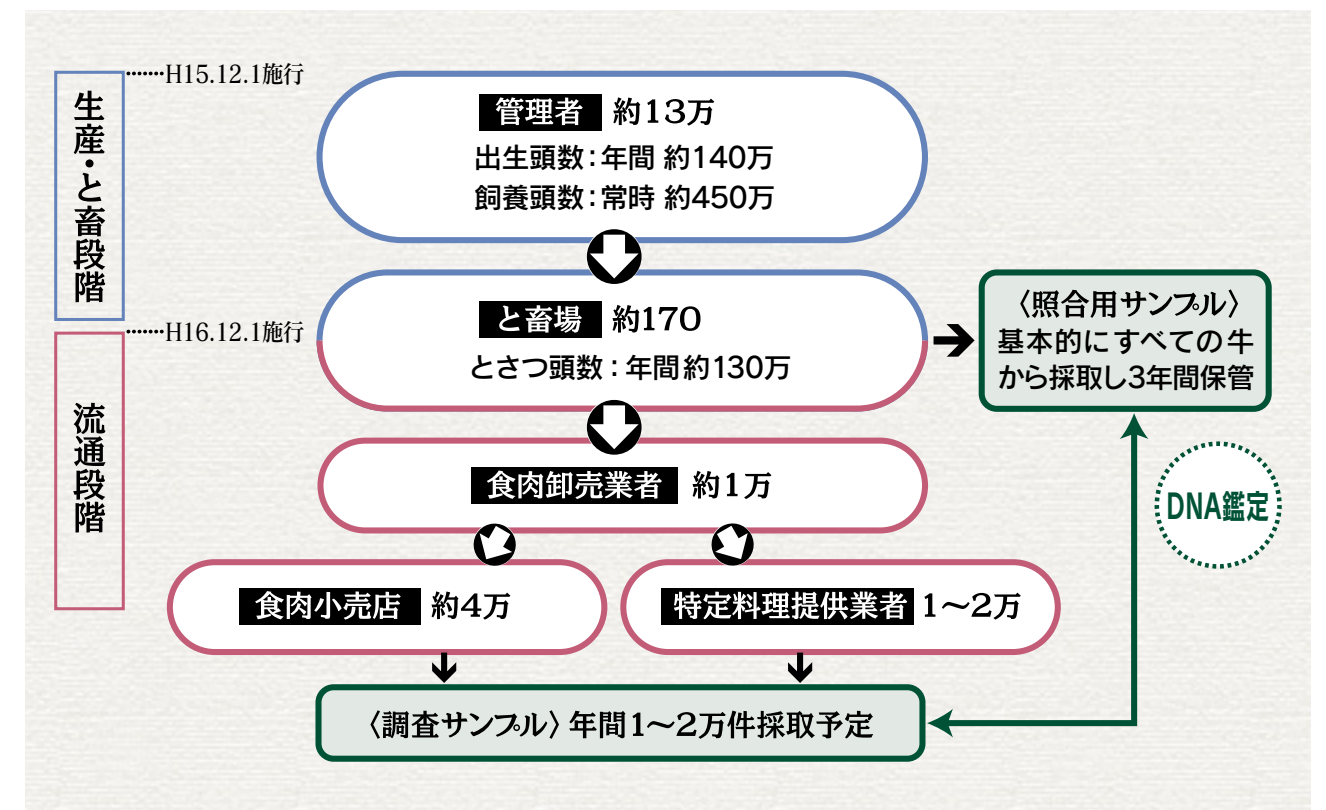
## 〈参考2〉DNA鑑定について

### 1 DNA鑑定を行う理由とその仕組み

牛の出生からとさつまでは、取り外すことのできない耳標により、牛と個体識別番号の一体性が確保され、かつ履歴がデータベース化され公開されています。

これに対し、牛肉については、1頭の牛がいくつもの商品へと加工され取引されていくことから、個体識別番号の表示と仕入れ・販売の記録は販売業者等に任されています。

そのため、その信頼を確保する仕組みが必要とされ、と畜場から小売店等まで個体識別番号が正しく伝えられていることを確認する仕組みとして、小売店で販売されている精肉や特定料理提供業者で提供されている特定料理の主たる材料である特定牛肉等と、と畜場において枝肉から採取された同一個体識別番号のサンプルとを、DNA鑑定により照合することとなりました。



### 2 鑑定結果の利用

鑑定の結果、枝肉と同一のものであることが確認できなかった場合には、販売していた食肉小売店など、その牛肉の取引に関わった販売業者に、農林水産省職員が確認のための調査や立入検査を行う予定です。

なお、流通段階の措置については、平成16年12月1日から施行となりますが、平成15年12月より、照合用サンプルや調査サンプルの採取、DNA鑑定を試験的に開始しています。

〈参考3〉法律及び関係規定

1. 法律及び政令・省令(特定料理提供者関係部分の抜粋)

法 律	政 令 ・ 省 令
<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法</p> <p>(定義)  <b>第二条</b>  <b>3</b> この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉(これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもののその他の<b>農林水産省令</b>で定めるものを除く。)であつて、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。</p> <p><b>4</b> この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であつて<b>政令</b>で定めるものをいう。</p> <p><b>5</b> この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供者」とは、特定料理の提供の事業を行う者であつて<b>政令</b>で定める要件に該当するものをいう。</p> <p>(販売業者による個体識別番号の表示等)  <b>第十五条</b> 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、<b>農林水産省令</b>で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。</p> <p>一  いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。</p> <p>二  <b>農林水産省令</b>で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。</p> <p><b>3</b> 第一項の場合においては、販売業者は、<b>農林水産省令</b>で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号(個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。)を表示することができる。</p> <p><b>4</b> 前項の場合には、販売業者は、<b>農林水産省令</b>で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求め</p>	<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(政令)  <b>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(農林水産省令)</b>  <b>(法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉)</b>  <b>第二条</b> 法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉は、次のとおりとする。</p> <p>一  食用に供される牛の肉(以下単に「牛肉」という。)を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの</p> <p>二  牛肉を肉ひき機でひいたもの</p> <p>三  牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの</p> <p>(政令で定める料理)  <b>第一条</b> 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第四項の政令で定める料理は、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキとする。</p> <p>(特定料理提供者の要件)  <b>第二条</b> 法第二条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一  料理の提供を主たる事業としていること。</p> <p>二  その者の提供する料理が主として特定料理であること。</p> <p>(販売業者による個体識別番号の表示方法)  <b>第二十二条</b> 法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所(不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。)に、明瞭にしなければならない。</p> <p>(農林水産省令で定める頭数)  <b>第二十三条</b> 法第十五条第二項第二号(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める頭数は、五十とする。</p> <p>(販売業者による荷口番号の表示方法)  <b>第二十四条</b> 法第十五条第三項(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所(不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。)に、明瞭にしなければならない。</p> <p>(販売業者の氏名又は名称の表示方法)  <b>第二十五条</b> 法第十五条第四項前段(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により販売業者の氏</p>

に応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、**農林水産省令**で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

(特定料理提供者による個体識別番号の表示等)

**第十六条** 特定料理提供者は、特定料理(特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同じ。)の提供をするときは、**農林水産省令**で定めるところにより、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

**2** 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け等)

**第十七条** と畜者、販売業者及び特定料理提供者は、**農林水産省令**で定めるところにより、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し**農林水産省令**で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(勧告及び命令)

**第十八条**

**3** 農林水産大臣は、特定料理提供者が第十六条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定料理提供者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

**4** 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

**第十九条**

**3** 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

(罰則)

**第二十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者
- 四 第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第二十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

**2** 法第十五条第四項後段(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により他の者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

(特定料理提供者による個体識別番号の表示方法)

**第二十六条** 法第十六条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、明瞭にしなければならない。

(帳簿)

**第二十七条** と畜者、販売業者及び特定料理提供者は、法第十七条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。

**2** 法第十七条に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 三 特定料理提供者 提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量

(注) 本冊子における「ロット番号」とは、法律第十五条第三項に定める荷口番号のことです。

## 2 施行通知及び運用通知(特定料理提供部分の抜粋)

### ○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について (農林水産事務次官通知)

#### 第2 定義

##### 3 特定牛肉

法において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉(以下単に「牛肉」という。)であつて、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいうこととされた。ただし、以下の牛肉については、規則により対象外とすることとされた(法第2条第3項、規則第2条)。

- (1) 牛肉を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの
- (2) 牛肉を肉ひき機でひいたもの
- (3) 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの

法の対象となる「特定牛肉」から除外する牛肉については、たとえ対応する牛が特定できたとしても、その数が極めて多数に及ぶ一方で、対応する牛の特定に極めて手間・コストがかかるものであり、主として消費者の牛肉に対する信頼を確保するために個体識別情報の伝達を義務付けるという制度の趣旨と手段の在り方のバランスを考慮して、対象外とすることとされている。

具体的には、(1)では牛肉を原材料として製造されるコンビーフ等の缶詰製品や店頭で販売される牛肉の調理品が、(2)ではひき肉が、(3)では牛肉の枝肉への整形過程で除去される牛の頭部に含まれる「舌」及び「頬肉」、部分肉への整形過程で発生するいわゆる「くず肉」、これを消費者向けの商品とした「小間切れ」「切り落とし」等が該当する。これにより、「特定牛肉」として該当する牛肉は、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「牛ロース」、「スライス肉」等の精肉が該当することになる。

##### 4 特定料理

法において「特定料理」とは、牛肉を主たる材料とする料理であつて、政令で定めるものをいうとされ、令において、「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」及び「ステーキ」とされた(法第2条第4項、令第1条)。

##### 5 販売業者及び特定料理提供者

法において「販売業者」とは、牛肉の販売の事業を行う者をいうこととされた。また、「特定料理提供者」とは、「特定料理」の提供の事業を行う者であつて政令で定める要件に該当するものをいうこととされ、令で定める要件により、料理の提供を主たる事業としている者であつて、その者の提供する料理が主として「特定料理」である者とされた(法第2条第5項、令第2条)。

(中 略)

他方、いわゆる「外食事業者」のように、その場所で料理等を飲食させる事業者の中には、「精肉」を主たる材料とする料理の提供を専門とする事業形態が存在し、

- (1) これらの事業者が主として提供する「精肉」を主たる材料とする料理は、顧客が「精肉」そのものの価値(「和牛」であるか否か等)に着目して注文することが多いことから、「精肉」を購入しようとする者と同様に、対応する個体識別情報の提供を促進すべきと考えられること、
- (2) 仕入れの段階で「精肉」に個体識別番号の表示がなされていることから、その情報を顧客に伝達すること自体、「販売業者」と比較してもそれ程困難であるとは考えられないことから、このような料理を「特定料理」として政令で指定し、その提供を事業活動として行っている者のうち政令で定める要件に該当する者を「特定料理提供者」として、「販売業者」と同様に規制対象とすることとされたものである。

「特定料理提供者」に該当する要件については、

- (1) まず、「特定料理の提供の事業を行う者」の中には、
  - ア 「料理の提供」自体を主たる経済活動とする者のほかに、
  - イ 「料理の提供」を行っているものの、それが従たる経済活動であり、カラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどの遊興飲食や酒類を含む飲食の提供を主たる経済活動とする者(例:「料亭」、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「酒場、ピヤホール」)が存在することから、「特定料理提供者」が、上記のアに属する者であることを明らかにするため、そのための要件を端的に表すものとして「料理の提供を主たる事業としていること。」とされた。
- (2) 次に、このような「料理の提供を主たる事業としている」者であつて、上述のような「特定料理の提供」を主たる経済活動としている者に限定する必要があることから、その要件を端的に表すものとして、「その者の提供する料理が主として特定料理であること。」とされた。
- (3) なお、(1)及び(2)の要件にある「主として」かどうかの判定については、当該営業施設における販売額の過半を占めているかどうか等を基準として行うこととする。

このような要件により、特定料理提供者に該当する事業者については、いわゆる「焼き肉店」、「しゃぶしゃぶ店」、「すき焼き店」、「ステーキハウス」と呼ばれる事業者が該当し、ファミリーレストラン等のように「特定料理」が部分的にメニューに含まれているだけの事業者は該当しないこととなる。(右下の運用通知参照)

#### 第5 特定牛肉の表示等

##### 3 特定料理提供者による個体識別番号の表示等

- (1) 特定料理提供者は、特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするときは、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないこととされた(法第16条第1項、規則第26条)。

特定料理提供者は、いわゆる特定料理の専門店であるが、個体識別番号の表示義務の対象は、個体識別番号により個体識別情報が記録されている「特定牛肉」を主たる材料とするものに限られる。

- (2) 二以上の個体識別番号を表示するときの要件等

- ア 特定料理提供者は、一の特定料理について一の個体識別番号を表示しなければならないこととされた。ただし、以下に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするときは、一の特定料理について二以上の個体識別番号を表示することができることとされた(法第16条第2項において準用される法第15条第2項、規則第23条)。
  - (ア) いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。
  - (イ) 50頭以下の牛から得られた特定牛肉であること。

- イ また、特定料理提供者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの(荷口番号)を表示することができることとされた。この場合には、荷口番号の表示をした者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を併記し、当該特定料理の提供の相手方の求めに応じて、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならないこととされた。ただし、仕入先等の他者が定めた荷口番号を表示する場合は、当該荷口番号を定めた者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を表示すれば、必ずしも自らの氏名等を表示し、又は提供の相手方の求めに応じて当該荷口番号に対応する個体識別番号を自ら明らかにする必要はないこととされた(法16条第2項において準用される法第15条第2項から第4項まで、規則第25条)。

複数の個体識別番号又は荷口番号の表示の要件については、販売業者における場合の措置と同様とされた。この場合、表示の単位とされる「一の特定料理」とは、「一の注文の単位」である。

##### 4 帳簿の備付け等

と畜者、販売業者及び特定料理提供者は、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し、以下に掲げる者に応じ、それぞれ以下に掲げる事項を記載し、又は記録し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならないこととされた(法第17条、規則第27条)。

なお、これらの措置に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられることとされた(法第23条第4号)。

##### (3) 特定料理提供者

- 提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、
- ア 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号(又は対応する荷口番号)
  - イ 当該仕入れの年月日
  - ウ 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所
  - エ 当該仕入れに係る特定牛肉の重量

### ○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について (消費・安全局長及び生産局長通知)

#### 第1 定義

##### 4 特定料理提供者

- (1) 「特定料理提供者」に該当する者の要件

- ア 「特定料理提供者」に該当する者の要件の一つとして、令第2条第1号に規定する「料理の提供を主たる事業としていること。」が設けられたところである。これは、「特定料理の提供の事業」を行う者の中でも、「特定料理提供者」は「料理の提供の事業」を主たる経済活動とする者であつて、「遊興飲食や酒類を含む飲食の提供の事業」を主たる経済活動とする者などは対象とはならないことを明らかにする趣旨であることが施行通知において示されているところである。

この「遊興飲食や酒類を含む飲食の提供の事業」を主たる経済活動とする者であるかどうかについては、料亭、バー、酒場など、設備を設けて客に遊興飲食や酒類を含む飲食の提供を行う事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく「風俗営業」に該当することを踏まえ、同法に基づき「風俗営業」の営業許可を受けている者であるかどうかを基準として判断するものとする。なお、同法によれば、「風俗営業」を営む者は、営業所ごとに当該営業所の所在地を所轄する都道府県公安委員会の許可を受け、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされている。

- イ 令第2条第2号に規定する「その者の提供する料理が主として特定料理である」かどうかについては、アの要件を満たすものであつて、以下の要件のいずれかに該当するかどうかを基準として判断するものとする。

- (ア) 1事業所における過去1年間の「特定料理の提供の事業」に係る収入金額又は売上金額の「料理の提供の事業」に係る総収入金額又は総売上金額に占める割合が2分の1を超えること。
- (イ) 1事業所における牛肉の仕入れに係る数量又は金額の食材(酒類を除く。)全体の仕入れに係る数量又は金額に占める割合が2分の1を超えること。
- (ウ) 1事業所における「特定料理の提供の事業」の計画(例:「特定料理」のメニュー数)の「料理全体の提供の事業」の計画(例:すべての料理のメニュー数)に占める割合が2分の1を超えること。